

のとのくに土田庄、(美濃)のふか<sup>(深)</sup>か<sup>(深)</sup>や、ちくぜんのすみよしの社、御ちぎやう候べく候。すみよしの社の事は、おもふやう候て、別してまいらせ候へば、御くわんれいさうあるまじく候。あなかしく。

文和二年八月十一日

御判

(案ずるにこの文の端に、光嚴院御書案給三位局とあり。然れども光嚴院は去年六月以來賀名生に幽せられ給ふが故に、後光嚴院と書すべきを誤れるもの如し。)

八月十一日。大桑玄猷、石川郡白山宮に上林郷内の田地を寄進す。

【白山比咩神社文書】

石川郡

四三七

寄進 白山大神宮

加賀國上林郷内清藤名并屋敷(別巻)作田地事

合貳町壹段卅代者(坪付)在之矣

右當郷地頭職者、玄猷爲先祖相傳(之儀)當知行無相違之地也。而依有敬神(之儀)所奉寄進白山大神宮也。但

於禪(先例)仁王講田等免田(貳町壹段)所當米者、任(可慮)可被致其沙汰。若於子孫中聊於致違亂(者)不孝仁。仍爲後鏡寄進狀如件。

文和貳年八月十一日

沙彌玄(猷)

九月五日。吉見修理亮、鹿島郡能登島東方地頭天野遠政代の軍忠を幕府に注進せんことを告ぐ。

【天野文書】

四三八

桃井兵庫助・長新左衛門尉胤連以下凶徒爲對治發向之處進先陣致軍忠之條尤神妙、此旨可令注進之狀如件。

文和二年九月五日

修理亮 在判

天野安藝守殿代

(本文の桃井兵庫助は前の桃井兵庫助直信にあらず。吉見修理亮の諱は知り得べからず、又天野安藝守代は堀範宗重なるべし。)

九月十五日。吉見修理亮、能登の士得田素章代子息章房の軍忠を幕府に注進せんことを告ぐ。

【得田文書】

四三九

桃井兵庫助・長新左衛門尉胤連以下凶徒等爲對治令發向之處、差遣子息齋藤六章房、致軍忠之條、殊以神妙以此旨可令注進之狀如件。

文和二年九月十五日

修理亮 在判

得田次郎左衛門入道殿(素章)

九月。能登の士得田素章代子息章房、鹿島郡能登島に於ける軍忠を具申して吉見修理亮の證判を求む。

【得田文書】

四四〇

能登國得田次郎左衛門入道素章代子息齋藤六章房申軍忠事

右桃井兵庫助殿并長新左衛門尉胤連以下凶徒爲退治、去八月廿八日大將吉見修理亮殿、當國能州能登嶋御發向之間、章房屬御手、於嶋嶋・飯浦(半浦)致合戰、追落凶徒畢。同廿九日押寄胤連館、致散々合戰、燒拂館、追落凶徒、追籠龜頸城、一口・駒崎取陣畢。此等軍忠次第、爲大將軍御

前之間、無其隱者也。然早下賜御證判、爲備後代龜鏡、恐々言上如件。

文和二年九月 日

吉見修理亮 在判

十月廿四日。石川郡白山宮莊嚴講勸進、明日を以て中觀坊に講衆を招集す。

【白山宮莊嚴講中記録紙背文書】

四四一

明日午刻於中觀坊

可有御集來矣

白山寺 莊嚴講所

源運 大德奉 承澄 大德奉  
尊仁 大德奉 幸淳 大德奉  
祐運 大德住山 貞成 大德所勞  
正成 大德奉 禪 永 大德奉  
舜雅 大德奉  
右依恒例所唱如件。

文和二年十月廿四日

勸進 一 運